

## 発熱外来における初診に係る費用（選定療養費）について

これまで新型コロナウイルス感染等が疑われる患者さんは「発熱外来」で対応し、厚生労働省の事務連絡等に基づき「初診に係る費用（選定療養費）」は徴収しておりませんでした。令和6年4月以降、新型コロナウイルス感染症は「通常の医療提供体制の中で対応する」との厚生労働省及び愛知県の方針に基づき、**令和6年6月1日より「発熱外来」を受診される患者さんからも「初診に係る費用（選定療養費）」を徴収させていただくこととなりました。**

初診に係る費用（選定療養費）

**7,700円（税込）**

なお、他の医療機関からの紹介状をお持ちの方などは対象となりません。

発熱等の症状がある場合は、他の疾患同様、かかりつけ医などの地域の身近な医療機関にご相談ください。

地域医療支援病院として、地域の医療機関と連携を図り、専門医による急性期医療を提供する病院としての役割を果たすための対応となりますので、ご理解のほどお願いいたします。